　　　飯豊町手話通訳・要約筆記者派遣事業実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、聴覚、音声機能、言語機能及びその他の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある障がい者（以下「聴覚障がい者等」という。）に対し、手話通訳・要約筆記者を派遣することにより意思疎通の機会を提供し、聴覚障がい者等の福祉の増進、自立支援及び社会参加を促進することを目的とする。

（実施主体）

第2条　手話通訳・要約筆記者派遣事業（以下「事業」という。）の実施主体は、飯豊町とする。ただし、町長は、この事業の全部または一部を聴覚障がい者等の支援を行う個人や法人等（以下「支援法人等」という。）に委託して行うことができる。

（派遣の対象者）

第3条　派遣の対象者は、次に掲げる者とする。

　(1)　町内に居住する身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者等

　(2)　町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体で、町内に居住する聴覚障がい者等を対象とした事業を実施しようとする者

（派遣の要件）

第4条　町長は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合において、予算の範囲内において手話通訳・要約筆記者を派遣するものとする。

　(1)　生命及び健康の維持増進に関すること

　(2)　財産・労働等権利義務に関すること

　(3)　官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等公的機関と連絡調整を図ること

　(4)　社会参加を促進する学習活動等に関すること

　(5)　冠婚葬祭等に関すること

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣を行わない。

　(1)　営利を目的としている場合

　(2)　政治団体や宗教団体の行う活動

　(3)　遊興及び娯楽を行う場合

　(4)　その他町長が派遣を実施することが適当でないと認める場合

（派遣先の範囲）

第5条　派遣先は、山形県内とする。

（派遣の時間）

第6条　派遣の時間は、午前7時30分からから午後6時15分までとする。ただし、町長は必要と認める場合にはこれを変更することができる。

（派遣の申請）

第7条　申請者は、派遣を希望する日の2週間前までに手話通訳・要約筆記者派遣申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、町長あてに提出するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2　閉庁時間における病気、事故等の緊急の場合に意思疎通の支援が必要な場合には、直接手話通訳・要約筆記者へ派遣を依頼することができるものとする。この場合において申請者は、開庁後速やかに町長に申し出るものとする。

（派遣の決定）

第8条　町長は、申請者に対し手話通訳・要約筆記者派遣決定通知書（様式第2号）又は手話通訳・要約筆記者派遣却下通知書（様式第3号）により派遣の可否を通知する。

（申請者の費用負担）

第9条　本事業にかかる派遣の費用は無料とする。ただし、対象者及び手話通訳・要約筆記者が派遣中に要する講演会、研修会等の入場料、参加費その他これらに類する費用については、申請者の負担とする。

（手話通訳・要約筆記者の登録）

第10条　町長は、次の資格を有する者で本事業による業務を受託することができる支援法人等と委託契約を締結し、飯豊町手話通訳・要約筆記者等登録名簿（様式第4号。以下「名簿」という。）に登録する。

　(1)　手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

　(2)　山形県手話通訳者試験の合格者

(3)　全国統一要約筆記者認定試験の合格者

（登録証の交付）

第11条　町長は、名簿に登録された支援法人等に対し、飯豊町手話通訳者登録証又は飯豊町要約筆記者登録証（様式第5号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2　支援法人等は本事業による業務を行う際には登録証を携帯し、必要がある場合にはこれを提示するものとする。

（報告書の提出）

第12条　支援法人等は、本事業により業務を行った場合には、その業務終了後、手話通訳・要約筆記業務報告書（様式第6号。以下「業務報告書」という。）及び手話通訳・要約筆記業務請求書（様式第7号。以下「請求書」という。）を、町長へ速やかに提出するものとする。

（委託料の支払い）

第13条　町長は、業務報告書により、適正に業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により委託料を支援法人等に支払うものとする。

（守秘義務）

第14条　支援法人等は、本事業により業務を行うにあたり、聴覚障がい者等の人権を尊重し、業務上知り得た個人情報を漏えいしてはならない。

（台帳の整備）

第15条　町長は、手話通訳者派遣台帳（様式第8号）を整備し、その年度終了後、5年間保管するものとする。

　　　附　則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。